

理事会傍聴規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会(以下「本会」という。)の理事会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理事会の傍聴)

第 2 条 本会の正会員(以下「会員」という)は、理事会の議事を傍聴することができる。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 人事案件及びプライバシーに関する事項を審議するとき
- (2) 理事会が公開での議事が適切でないとした事項を審議するとき
- (3) その他会長が議事運営上支障があると認めた事項を審議するとき

2 理事会の議事を傍聴しようとする会員は、理事会の開催日の3日前(土日祝を除く)までに、理事会傍聴届(別記様式)を会長あてに届けなければならない。

なお、傍聴者本人が、当該会員の代表者ではない場合は、委任状に当該会員の代表者氏名を記載の上、代表者印を押印するものとする。

3 理事会の議事を傍聴するときは、傍聴者本人の身分を証明するものを提示しなければならない。

4 傍聴届出者が、複数の支部から届出が可能な場合でも、1つの支部からとし、以後も当該支部から届出るものとする。

(傍聴定員)

第 3 条 理事会の傍聴定員は、各支部4名以内とし、最大24名までとする。

2 傍聴届出が傍聴定員を超えた場合は、支部毎の傍聴届出順とする。

3 会長は、傍聴届出数が傍聴定員内であっても、会場の都合上、傍聴定員を制限することができる。

4 傍聴の可否については、傍聴届出者に通知するものとする。

(傍聴時の遵守事項)

第 4 条 傍聴者が理事会の議事を傍聴するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすものを持ち込まないこと。
- (2) 所定の傍聴席に着くこと。
- (3) 写真撮影、録音、録画等をしないこと。
- (4) 会議中は、議場における討議に対して拍手その他の方法により賛否を表明したり、又は発言等恣意的行為をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者が前項の事項に違反したときは、議長は傍聴者に退場を命じることができる。

3 議長が退場を命じたときは、傍聴者は直ちに退場しなければならない。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年9月14日から施行する。

2 この規程の一部を改正し、令和2年12月15日から施行する。

理 事 会 傍 聴 届

年 月 日

一般社団法人大阪府警備業協会会長 殿

年 月 日開催の第 回理事会の傍聴を届出します。

(傍聴者)

会社名 _____

氏 名 _____

委 任 状

上記の者に傍聴を委任します。

(代表者)

役 職 _____

氏 名 _____ (印)

(注 1) 理事会開催日の3日前(土日祝を除く)までに届けてください。

(注 2) お越しの際は、社員証等ご本人の身分を確認できるものをご提示ください。なお、傍聴者本人が、当該会員の代表者ではない場合は、委任状に当該会員代表者氏名を記載の上、代表者印の押印をお願いいたします。

【傍聴時の遵守事項】

- ・他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすものを持ち込まないこと。
- ・所定の傍聴席に着くこと。
- ・写真撮影、録音、録画等をしないこと。
- ・会議中は、議場における討議に対して拍手その他の方法により賛否を表明したり、又は発言等恣意的行為をしないこと。
- ・その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。